

学校生活の心得

高校生としての自覚と責任を持ち、勉学に励み、明朗で礼儀正しく品位のある行動をとるように努める。

1 校内生活

- (1) 【登校時間】 8時35分までに教室への入室を完了する。交通事故防止等も含めて、時間に余裕を持ち5分前登校(8時30分)に努めること。
- (2) 【ホームルーム】 ホームルームは、校内での集団生活の基本である。互いに協調し、全ての生徒が明るく安心して生活できるよう心掛けること。
- (3) 【生徒会活動】 授業における学習活動のみならず、委員会活動、部活動、各種行事(体育祭・文化祭・美化活動等)などの生徒会活動に積極的に取り組み、他の生徒との友好を深め、自己の力量を高めるよう努めること。
- (4) 【外出】 外出は禁止とする。特別な理由がある場合には担任の許可を得ること。
- (5) 【所持品】 所持品には必ず記名すること。また、学習の場にふさわしくないもの(ゲーム類、マンガ・雑誌等)や余分な現金は、トラブルの原因となるので持参しないこと。
- (6) 【諸届け】 次のような場合は、すみやかに担任を通じて学校に届け出ること。
 - ① 紛失・盗難・拾得物があった場合
 - ② けが、病気等が発生した場合
 - ③ 施設・設備等を破損した場合
 - ④ 事件・事故を見たり巻きこまれた場合
- (7) 【昼食】 校内に購買があるが、できるだけ弁当を持参すること。
- (8) 【携帯電話について】 学校生活および、その他の活動を通じ、協調性、自制心を高めるとともに、携帯依存防止の観点から原則として校内での使用は禁止する。
 - ① 校内に持ち込む場合には、正門に入る前に電源を切った状態で、カバンの中に入れておき、持ち歩かない。(ポケットに入れるのも不可)
 - ② 教員の許可を得た場合のみ、校内で利用できる。
 - ③ 着信音が鳴ったり、目につく状態で出していた場合には指導の対象となる。
 - ④ 許可なく授業中に操作したり、放課後も含めて学校敷地内で利用した場合には、一時預かりとする。

2 校外生活

- (1) 【アルバイト】 原則として学校では奨励してはいないが、経済的な理由等、就学上やむを得ず実施する場合は担任に届け出をして、規定を守り事故のないようにすること。
 - a 保護者の同意が得られていること。
 - b 学業成績等に特に問題がないこと。
 - c アルバイトの理由が適当であること。
 - d アルバイト先の労働条件が適正であって、風紀その他に問題がないこと。
 - e その他とくに不適当と認められる点がないこと。
- (2) 【旅行】 学割が必要な場合には、担任を通じて学校に必要書類を提出すること。なお、目的や同行人のいかんによっては、許可されない場合もある。
- (3) 【被害・補導】 暴力・金銭強要等の被害にあった場合や、なんらかの理由で警察官に補導された場合には、すみやかに担任を通じて学校に届け出ること。
- (4) 【懲戒処分・特別指導】 校内外にかかわらず、飲酒・喫煙その他法令に違反する行為や、粗暴な行為、他に著しく迷惑をかける行為、本校の名誉を傷つける行為等があった場合には、謹慎などの特別指導や停学・退学などの懲戒処分等を受けることがある。そのような行動がないよう、またはかかわらないように注意すること。

3 容儀・制服

本校生として下記の規程に従って、容儀や服装を整えて生活すること。

(1) 容儀規程

(ア) 【制服】本校の制服規定に従うこと。

(イ) 【頭髪】頭髪は清潔にし、パーマ、カール、染色、脱色等を禁止する。

男子の髪型規定について

- ・前髪は上まつげにかからない長さまで
- ・横髪は耳にかからない長さまで
- ・後ろ髪は襟にかからない長さまで
- ・横を刈上げる場合は、側頭骨まで

女子の髪型規定について

- ・長さに関しては規定を設けない
- ・横を刈上げる場合は、側頭骨まで
- ・ヘアゴムは華美でないもの（黒、紺、茶が望ましい）

(ウ) 【化粧・装身具】化粧および装身具（ピアス等含む）、エクステ等を禁止する。

(エ) 【靴・上履き】通学および校外行事に際しては、黒または茶系の短靴とし、運動靴でも可。それ以外は認めない。校内では学年色別体育館シューズを使用する（靴のかかとをつぶして使用することを禁止する）。

(オ) 【通学カバン】手提げカバン、スポーツバッグ、リュックサックのいずれか（いずれも華美にならないもの）とする。紙袋、布袋、ポーチ類は禁止する。

(カ) 【その他】 タトゥー及びタトゥーシール等は一切禁止する。また、特別な事由がない限り美容整形は認めない。

※ 容儀規程は、社会人のマナーとして位置づけています。また、進路決定に向けた準備を常日頃より意識した生活を送る必要があります。進路実現を円滑に行うためにも規範意識をもって生活してください。

(2) 服装規程

通学、校内、校外行事に際しては、本校指定の制服を着用し、清潔に心がけること。

- ・女子が女子用スラックスを着用する場合はそれぞれの服装規定に基づき着用すること。
- ・制服の貸借は禁止する。
- ・本校指定以外のものを着用することは禁止する。
- ・ズボンを下げて着用することは禁止する。
- ・スカートのウエストや裾を切ったり、折り曲げて短くすることは禁止する。
- ・スカートの下に、ジャージやスウェット等を着用することは禁止する。

(ア) 正装時（入学式、卒業式、その他の儀式・式典）・・・基本形

	男 子	女 子
冬服	指定の上着（ブレザー）、指定のスラックス 指定のシャツ（ブルー）、指定のネクタイ 靴下…白、紺、黒のいずれかの無地	指定の上着（ブレザー）、指定のスカート 指定のシャツ（ブルー）、指定のリボン 指定のスラックス、指定のシャツ（ブルー）、指定のネクタイ 靴下…紺のハイソックス
夏服	指定のスラックス 指定の半袖シャツ（ブルー） 指定のネクタイ 靴下…白、紺、黒のいずれかの無地	指定のスカート、指定の半袖シャツ（ブルー） 指定のリボン 指定のスラックス、指定の半袖シャツ（ブルー）、指定のネクタイ 靴下…紺のハイソックス

(イ) 正装時以外の学校生活での服装

- ・ネクタイ（男子）や、リボン（女子）は必ず着用すること。
*但し、夏服の場合は、着用しなくてもよい。
- ・夏服時にシャツのボタンをはずす場合は、第一ボタンに限る。
- ・防寒用セーター・ベストを着用する場合は、本校指定のものを着用すること。
*本校指定以外のセーター・ベストおよびカーディガンの着用は認めない。
*冬服着用期間中（11月1日～4月30日）の登下校時には、セーター・ベストでの登校は認めない。必ず上着（ブレザー）を着用すること。
- ・コートを着用する場合は、紺、黒、グレー、茶の無地とする。また、ダウンジャケットの着用する場合は、同様に紺、黒、グレー、茶の無地もしくはワンポイントまでとする。ただし、ファーがついているものは認めない。また、高価なものは避けること。部活動で使用している上着についても登下校時の着用は認める。
スポーツ用ベンチコート、フリース、パーカー等の着用は認めない。
上着着用時には必ずブレザーを着用すること

	男 子	女 子
冬服	指定の上着（ブレザー） 指定のスラックス 指定のシャツ（ブルー、ピンク、白） 指定のネクタイ 靴下…白、紺、黒のいずれかの無地	指定の上着（ブレザー）、指定のスカート 指定のシャツ（ピンク、ブルー、白） 指定のリボン、指定のスラックス、指定のネクタイ 靴下…紺のハイソックス 紺のレギュラー丈ソックス （足底から膝の長さの2分の1）も可
夏服	指定のスラックス 指定のシャツ（色は冬服に準ずる） ネクタイの着用は任意とする。 靴下…白、紺、黒のいずれかの無地	指定のスカート、指定のスラックス 指定のシャツ（色は冬服に準ずる） リボン・ネクタイの着用は任意とする。 靴下…紺のハイソックス（丈は冬服に準ずる）

4 交通安全

交通道德や規則を守り、事故防止に努める。万が一事後が発生した場合は、最も適切な処置（けが人が出た場合は、まず人命救助）を行い、その後速やかに関係機関（警察、家庭、学校等）へ連絡する。

- (1) 【通学手段】通学は徒歩、自転車および公共交通機関を利用する。家族が運転する自家用車またはタクシーは、病気、緊急時以外は利用しない。家族以外（知人・友人等）が運転する車両を利用して通学することは禁止する。
- (2) 【運転免許取得と運転】運転免許の取得と車両の運転は、学校生活、家庭生活ともに禁止する。
 - (ア) 家業の都合などやむを得ない事情のある場合は、原動機付き自転車（排気量50cc以下）の運転免許の取得と利用を、別の定めにより許可することもある。
 - (イ) 卒業後に必要な4輪車両の運転免許の取得に関する規定は別に定める。
- (3) 【自転車通学】自転車通学を希望する者は、所定の自転車通学届を提出すると同時に、以下の証明書を提示すること。また、盗難防止のため、鍵は2つ以上装着すること。
 - (ア) 防犯登録の証明（ステッカーを貼る）。
 - (イ) 駐輪場の証明（駅から学校まで自転車を使用する場合）。
 - (ウ) 自転車保険の証明（不測の事態に備えて、必ず加入すること）。

以上の手続き後、自転車での通学が認められると本校の「許可ステッカー」が発行されるので、必ず後輪のどろよけの見えやすい場所に貼ること。自転車の乗車マナー・ルールを守って乗車し、2人乗り・携帯電話を使用しながらの運転・イヤフォンをつけての運転・傘さし運転（雨天時は必ず合羽を着用する）等、危険な行為は絶対しないこと（危険な行為は指導の対象とする）。ドロップハンドルやその他の変形ハンドルの自転車および後輪周辺へのステップの装着は禁止する。

令和5年4月1日より全ての自転車利用者に対する乗用車ヘルメットの着用が、努力義務になります。自転車を利用する際はヘルメットの準備をすること。

5 出欠席・学籍異動

(1) 毎日、一時間毎の授業が学業成績向上の基礎である。やむを得ない事故や病気でない限り、欠席は無論、遅刻・早退はしないこと。回数の多い者には、特別な指導を行う。

(2) 病気その他やむを得ない理由で、欠席・遅刻等する場合には、事前に保護者を通じて学校へ電話連絡、又は「マチコミメール」にて連絡すること。

なお、電話でも欠席・遅刻連絡は可能であるが、受付時の聞き取り漏れや朝の回線混雑解消等のため、「マチコミメール」にて朝8時までに連絡すること。欠席・遅刻届（生徒手帳参照）は、後日担任へ提出すること。

* 病気による欠席が一週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添えること。

浦安高等学校 047-351-2135

(3) 住所・姓名等学籍事項に変更が生じた場合は、担任を通じて、速やかに学校に届け出ること。

6 授業以外の校内の活動について

本校では、平日の放課後をはじめ、休日や長期休業中を含めて、部活動・生徒会活動（本部役員や専門委員会活動）・補習活動（進学や基礎学力向上のための補習）・各種ボランティア活動等に積極的に取り組むことを推進しています。

部活動・生徒会本部活動・日常的に活動している専門委員会（図書委員会など）に所属していない生徒は、補習活動やボランティア活動に必ず参加することとしています。

部活動は、運動系11・文化系8が設置されています。積極的に加入して、学校生活に軸足を置き、充実した3年間を過ごしましょう。

運動系	野球 サッカー 陸上競技 弓道 剣道	文化系	吹奏楽 書道 美術 演劇
	テニス（ソフトテニス・硬式）卓球 ダンス		華道 茶道 科学 漫画研究
	バスケットボール バレーボール バドミントン		

7 校則の見直しについて

本校では、生徒総会の際に『学校への要望』を各クラスで取りまとめています。その要望について、全校生徒の3分の2以上の賛同があった場合、校則検討委員を立ち上げ会議を開き、検討していきます。校則検討委員のメンバーは生徒会、ホームルーム長、生徒指導部の職員です。